

別紙

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>《通知カード・個人番号カード様式の改正案について》 改正案をみると「住所地市町村長名」が「交付地市町村長名」に変更となっているが、その理由について伺いたい。 被災者等の住所地がA市、居所がB市の場合には、B市長名でA市の住所が記載されたカードが届くということになるのか。</p>	<p>通知カード又は個人番号カードには、通知カード又は個人番号カードの交付をした市町村長名が記載されることとなりますが、当該市町村長名は、転出入後も変わらないため、「住所地市町村長名」から「交付地市町村長名」へと改正しております。なお、ご質問の事例においては、交付主体は住所地市町村長であるため、A市長名でA市の住所が記載されたカードが交付されます。</p>	なし
2	<p>《改正後の省令案第33条第2項について》 本項はいわゆる申請時来庁方式に関わる規定と認識したが、この届出の際の窓口には住基ネットの統合端末は必要ない、という理解でよいか。 暗証番号については、住基ネットの統合端末を使用して行うと聞いているが、上記のとおり必要ないという理解であれば、統合端末のない出先機関窓口で個人番号カードの申請を受け付け、J-LISから個人番号カードを受領し、統合端末のある本庁で集中的に暗証番号の設定作業を行い、申請者に郵送する、といった運用が可能となる。 交付時来庁方式の場合、統合端末の設置云々如何で窓口の場所が限定され、来庁者をさばくことが可能か危惧しているため、申請時来庁方式で上記のような運用が可能であれば、郵送料の負担はあるものの、住民により近い窓口で手続が可能となることで、窓口の混雑緩和にもつながるものと考えている。 申請時来庁方式について、上記のような対応ができるかどうかで、業務フローやそれを受けた組織体制、住民への周知の仕方も大きく違ってくることから、早急に見解をお示しいただきたい。</p>	<p>お見込みのとおり、申請時来庁方式における交付申請書の提出の際には、窓口には統合端末は必要ありません。</p>	なし
3	<p>個人番号カードの交付申請方法については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令(仮称)」において、「交付時来庁方式」に加え、「申請時来庁方式」「居所経由申請方式」等が新たに認める方向が示されているところ</p> <p>個人番号カードの再交付の申請方法についても、現在規定されている方法に加えて上記の、「申請時来庁方式」「居所経由申請方式」等を追加しないとバランスが取れないと考える。</p> <p>個人番号カードの再交付の申請方法について、「居所経由申請方式」等を追加する予定はありますか。 その場合は、平成28年1月1日までの間に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令」が改正されることとなりますか。</p>	<p>個人番号カードの再交付申請においても、申請時来庁方式、居所地経由申請方式及び勤務地等経由申請方式を認める予定ですが、今のところ平成28年1月1日までの間に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令」を改正する予定はありません。</p>	なし

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
4	<p>現在社会保険労務士事務所を個人で開業している者です。現在顧問先が約50社あります。今後マイナンバー制度が導入されるにつき、関与先企業からマイナンバーを求められることになるかと思えます。しかしながら、私達個人事業主のマイナンバーについては、提出先企業の管理方法が分かりにくく、また従業員と違い多くの関与先企業に提示することになるためマイナンバーが流出し個人情報までも漏えいするようリスクが高いのではないかと懸念しております。</p> <p>またそれだけ多くの目にさらされるわけですので、どこから流出したか追跡することも困難ではないでしょうか。流出したとしても、誰も責任を取っていただけない状態になるのではないかと非常に危機感があります。</p> <p>例えば、希望者は、法人のマイナンバーのような公開型の番号を屋号に対して振ることができるとし、確定申告の際は、マイナンバー(非公開)とその番号(公開)を二つ記載して申告するなどの方法で対応できないものでしょうか。関与先企業にも屋号に対して振られた公開型の番号を知らせるということで対応できないでしょうか。宜しく願いいたします。</p>	<p>例示について、マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、一人に対して複数のマイナンバーを付番することはありません。</p>	なし

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
5	<p>国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務(新設)を処理する民間事業者(当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができるものとして総務大臣が定める基準に適合する者に限る。)とあるが、民間事業者では、行政のようなインターネットから切り離された環境で扱うことは難しいであろうし、番号法に違反するような不正利用が増える危惧がある。</p> <p>また、民間の事業者では漏えい事故が起きた際に責任は取り切れないであろう。年金機構の例をみても民間の事業者であれば倒産まで追い込まれたとしても船外を補填できない。</p> <p>利用範囲は、現在の範囲にとどめるべきである。</p>	<p>番号利用法施行令及び公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令の一部を改正する政令による改正後の番号利用法施行令第18条第2項第4号の規定により、個人番号カードのICチップの空き領域を利用できる民間事業者は、「国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する民間事業者(当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができるものとして総務大臣が定める基準に適合する者に限る。)」としています。</p>	なし
6	<p>省令案第23条の2中「名宛人本人又は名宛人に代わって受け取ることができる差出人の指定した者(以下「名宛人等」という。)に限り交付し、又は配達する方法(名宛人等であることの確認を行うことにより交付又は配達するものに限る。)とする」を「日本郵便株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名宛人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又は本人限定受取郵便とする郵便物の差出人が名宛人に代わって受け取ることができる者を指定し、その者に限り交付し、若しくは配達する方法とする」と修正する。</p> <p>理由 日本郵便株式会社の定める名宛人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便とすることを明確にするため修正する(名宛人に代わって受け取ることができる差出人の指定した者を含む)。</p>	<p>住所地市町村の職員が直接個人番号カードを届けに行く方法など、日本郵便株式会社の本人限定受取郵便以外の方法による交付方法も予定しております。</p>	なし
7	<p><b>【該当箇所】</b> 第三十三条 令第十三条第二項本文又は第三項の規定により交付申請者又はその法定代理人が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人は、当該個人番号カードに四桁の数字からなる暗証番号(以下この条において「暗証番号」という。)を設定しなければならない。</p> <p>2 令第十三条第二項ただし書の規定により交付申請者が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者は、暗証番号を住所地市町村長(当該交付申請者が同条第一項後段の規定により交付申請書を提出する場合にあっては、同項後段に規定する経由市町村長を経由して住所地市町村長)に届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。</p> <p><b>【意見】</b> 配送等により個人番号カードが交付される場合の暗証番号の設定について、申請時に届け出ることが明確に読み取れる表現とすべきである。</p> <p><b>【理由】</b> 配送等により個人番号カードが交付される場合の暗証番号の設定については、「令第十三条第二項ただし書の規定により交付申請者が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者は、暗証番号を住所地市町村長(当該交付申請者が同条第一項後段の規定により交付申請書を提出する場合にあっては、同項後段に規定する経由市町村長を経由して住所地市町村長)に届け出なければならない。」とされているが、申請時に届け出ることか交付後に届け出ることかが不明確である。</p> <p>配送時の安全性を考慮しても暗証番号が設定された個人番号カードを交付することが望ましく、また、配送等による交付後に個人番号カードに暗証番号を記録するためには当該カードを持参して市町村に再度出頭する必要があることから、申請時に暗証番号を届け出ることが明確になるよう修正していただきたい。</p>	<p>申請時来庁方式、居所地経由申請方式及び勤務地等経由申請方式においては、交付申請書の提出時に暗証番号設定依頼書を提出することを予定しており、第33条第2項において「当該交付申請者は、暗証番号を住所地市町村長(当該交付申請者が同条第一項後段の規定により交付申請書を提出する場合にあっては、同項後段に規定する経由市町村長を経由して住所地市町村長)に届け出なければならない。」と規定しております。</p>	なし

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
8	<p><b>【該当箇所】</b> 別記様式第2(第25条関係) 備考3 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されている場合には、氏名／通称として、併せて記載する。</p> <p><b>【意見】</b> 個人番号カードの氏名欄について、本人の希望により、通称名のみの記載が選択できるようにすべきである。</p> <p><b>【意見】</b> 日本に居住し外国籍を有する者が通称名のみに使用して雇用され又は取引等をしている場合、外国籍を明らかにしていないケースがある。 番号確認の際には個人番号カード等の提示を行わなければならないが、その際に雇用主や取引先等に外国籍を有することが明らかになり、その結果、国籍による差別を誘発させること等が想定される。 については、通称名を使用している者は、個人番号カードに通称名のみの記載することを選択できるようにしていただきたい。</p>	<p>番号利用法第2条第7項において、氏名が個人番号カードの記載事項として規定されているため、通称のみの記載することはできません。</p>	なし